

独占禁止法に「確約手続」が導入されました

～合意による自主的解決制度の概要～

梅田総合法律事務所 弁護士 梁 沙 織
弁護士 岡本 志保子

▶ POINT

- ① 独占禁止法違反の疑いがある行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決する仕組み（「確約手続」）が導入されました。
- ② 事業者は、自主的に確約計画を作成・申請し、公正取引委員会の認定を受けることができれば、排除措置命令・課徴金納付命令を免れることができます。
- ③ 確約手続を選択するかは、事案に応じた迅速かつ適切な判断が必要です。

1 確約手続とは

確約手続とは、独占禁止法違反の疑いがある行為¹（違反被疑行為）につき、公正取引委員会から確約手続通知を受けた事業者が、自主的に確約計画を作成・申請して公正取引委員会の認定を受け、これを計画どおりに実施すれば、排除措置命令や課徴金納付命令が行われないう制度です。TPP 協定及び TPP11 協定の締結に伴い、その国内実施法として制定されました（施行日は平成 30 年 12 月 30 日です。）。

従来、違反被疑行為については、公正取引委員会が違反の有無を調査し、調査の結果、違反が認められた場合には、排除措置命令や課徴金納付命令によって、違法状態を解消させていました（通常手続）。

¹ 確約手続の対象には過去の行為も含まれます。一方、①入札談合、価格カルテル、受注調整等いわゆるハードコアカルテル、②違反被疑行為にかかる事件について立ち入り調査等の処分を受けた日から遡り 10 年以内に、今回と同一の条項に違反する行為について法的措置を受けこれが確定している場合、③悪質かつ重大な違反行為については、確約手続の対象外です。

今回新たに導入された確約手続は、独占禁止法違反の疑いがある段階で、事業者と公正取引委員会が合意により問題を解決することのできる国内で初めての制度です。

2 確約手続の流れ

- ① 公正取引委員会は、違反被疑行為があると思料した場合、当該事業者に対し、その違反被疑行為の概要、違反が疑われる法令の条項及び確約認定申請をすることができる旨を記載した書面による通知(確約手続通知)をすることができます²。

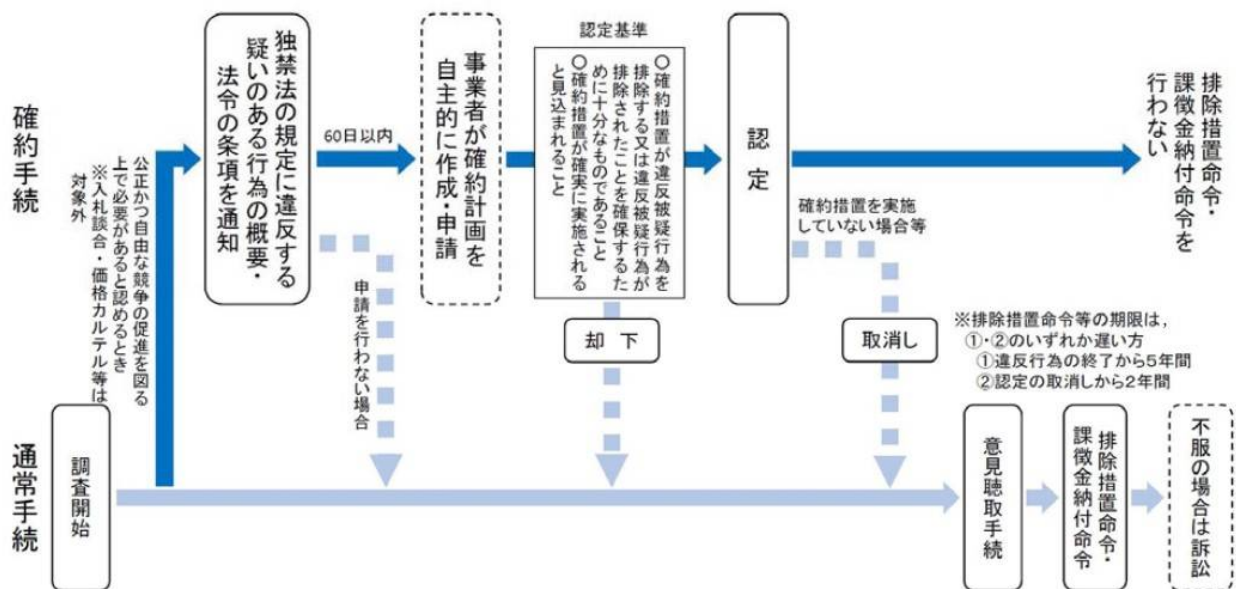
↓

- ② 確約手続通知を受けた事業者が確約手続を利用したいと考える場合、確約手続通知が到達した日から60日以内に、自主的に排除措置³計画(下図における「確約計画」)を作成し、公正取引委員会に申請します。なお、確約手続を利用するか否かは事業者の判断にゆだねられていますが、上記期間内に確約計画の申請がなかった場合、それ以降は確約手続を利用することはできません。

↓

- ③ 公正取引委員会が事業者の申請した確約計画を認定すると、排除措置命令や課徴金納付命令は行われません。もっとも、認定を受けた後、確約計画を実施していない場合等には、認定が取り消され、通常手続に移行することになります。

<確約手続の概要>



(公正取引委員会 web ページ⁴)

² 確約手続通知をするか否かは、公正取引委員会の裁量によりますが、通常手続における意見聴取手続に係る通知が事業者になされた後は、確約手続通知を発することができないとされています。

³ 違反被疑行為が既になくなっていない場合は「排除確保措置」と言います。以下、「排除措置」と合わせて「確約措置」と言います。

⁴ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/sep/kakuyaku/08.pdf>

3 確約計画

確約計画の認定申請をしようとする事業者は、確約手続規則の定めに従って、申請書に確約措置やその実施期限を記載するとともに、確約措置が違反被疑行為を排除するために十分なものであること、確約措置が確実に実施されると見込まれること、その他参考となるべき事項を示す書類を添付する必要があります。

具体的な確約措置の内容については、過去の排除措置命令が参考とされますが、これにとどまらず、違反被疑行為により生じた不利益の原状回復措置、例えば事業者がその優越的地位を濫用して取引先に対し商品を購入させた場合、事業者が収受した利得額を当該取引先に返金すること等は、公正取引委員会の認定を得るために有益なものと考えられます。

また、確約手続通知が行われた後に、公正取引委員会が必要と認める場合や事業者の求めがある場合、公正取引委員会は事業者に対し、その時点における論点等について説明を行うこともあるとされていますので、確約計画を作成する上での参考になると思われます。

4 確約計画の認定（認定が取り消された場合を除く）

公正取引委員会は、確約計画の認定の申請を受けると、認定申請書類に基づき、確約計画が十分かつ確実に実施されると見込まれると判断した場合、書面を事業者に送達し計画の認定⁵を行います⁶。

上記認定を受ければ、排除措置命令や課徴金納付命令は行われません。但し、確約手続に係る法運用の透明性及び他の事業者の予見可能性を確保する観点から、認定された確約計画の概要や、違反被疑行為の概要その他必要な事項等は公表されます（当該違反被疑行為が独占禁止法の規定に違反すると認定されたものではないことは付記されます。）。

5 確約手続を利用するメリット

①当該違反被疑行為につき、独占禁止法違反の判断がされません。

→公正取引委員会に違反の判断をされることによる企業価値の毀損、その他事業上の不利益を防止、回避、軽減できます。

②当該違反被疑行為について、排除措置命令・課徴金納付命令を受けません。

→行政処分を争うための金銭的・人的コストを回避でき、早期の問題解決が可能です。

③事業者の意向を反映することができます。

→事業者は従前、法的措置を受け入れるか取消訴訟で争うかの二者択一の判断をしなければなりませんでした。今後は確約手続により積極的に事業者の意向を反映させた問題解決を図るという手続を選択できます。

⁵ 認定に当たり、公正取引委員会から申請者に対して申請内容の説明を求めることもあるとされています。

⁶ 確約計画の認定を受けた後の事情により確約措置を実施期限までに実施することが困難になった場合は、変更の認定を申請することができます。

6 予想される運用と対策

違反の疑いを受けている事業者は、確約手続通知を受ける前であっても、公正取引委員会に対し、確約手続の利用に向けた「事前相談」が可能とされています。事業者としては、公正取引委員会との意思疎通を積極的に行いつつ、確約措置の具体的内容を詰めていく作業を行っておけば、実務的には確約手続を利用できる可能性が高まると言えます。

ただ、確約手続において事業者が公正取引委員会に提出した書類は、確約計画が認定に至らない場合でも、通常手続で違反認定の判断材料にされる等の事情を考慮すると、確約手続を利用することが適切でないケースも想定されます。

そのため、違反被疑行為について公正取引委員会から調査を受けた場合は、早急に社内調査を実施した上で、通常手続によれば行政処分が行われる可能性が高いのか、行政処分を受けた場合の責任追及や風評被害がどの程度具体的に予想されるのか、確約手続を利用することによりかえって過剰な負担を負うことにならないか等を検討し、適切な判断をすることが重要です。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

昨年12月より当事務所での執務を開始いたしました、弁護士 布浦直と申します。

突然ですが、皆様、日々の出来事をどこまで記録しておられますか。

裁判において、裁判官は、「確信」を抱いた状態に至らなければ、争いになっている事実を認定できません。その際、裁判官を「確信」へと導きやすいのは、「客観的な証拠」や、「紛争が生じる前に作成されていた証拠」です。

例えば交通事故に関する紛争においては、ドライブレコーダーの映像は「客観的な証拠」となります。ドライブレコーダーの普及率が年々上がっているのは、証拠としての価値が極めて高いからです。

また、重要な出来事は、日報などの形で日々記録しておく、「紛争が生じる前に作成されていた証拠」が残ります。

記録を残すことはローコスト・ハイリターンな紛争の予防・解決手段であることを、頭の片隅に置いていただければと思います。

(弁護士 布浦 直)

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER